

流山市農業委員会  
令和4年第12回  
総会議事録

令和4年12月9日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和4年第12回総会議事録

- 1 期 日 令和4年12月9日(金)
- 2 場 所 流山市役所303会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 5番 金子 孝博  
6番 中嶋 清
- 5 出席農業委員(委員12名)
  - 1番 矢口 優子
  - 2番 池田 操代
  - 3番 金子 文雄
  - 4番 鈴木 亨
  - 5番 金子 孝博
  - 6番 中嶋 清
  - 7番 小菅 康男
  - 8番 染谷 一嘉
  - 9番 石井 保
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 小林 常男
  - 1地区 染谷 文夫
  - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 小田 嵩
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局主査 野口 翔子
- 11 会議目次
  - 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 1
  - 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 4
  - 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について…………… 5
  - 議案第45号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 8
  - 議案第46号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…………… 9
  - 議案第47号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 11
  - 議案第48号 令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について…………… 12
  - 報告第31号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 15
  - 報告第32号 専決処理の報告について…………… 16

**▲開会 午後4時2分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和4年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

5番 金子孝博委員、6番 中嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、小田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第48号「令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」までの7議案について、御審議いただきたいと思えます。

また、報告事項といたしましては、報告第31号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第32号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

**○水代会長** これより議事に入ります。

議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページを御覧ください。

議案第42号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年12月9日提出

今月の申請は4件です。

1番の権利者は、流山市深井新田の方で職業は兼農です。

申請地は、西深井の田4筆 合計面積2,284.71平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、2番と3番は、権利者が同一のため一括して御説明します。

権利者は、流山市平方の方で職業は兼農です。

申請地は、平方の畑2筆 合計面積519平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、4番の権利者は、流山市名都借の方で職業は農業です。

申請地は、名都借の畑1筆 面積1,053平方メートルです。

申請事由は、農業経営の中心となる者が、贈与にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、4ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は4件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約2キロメートルに位置している田4筆で、合計面積2,284.71平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおり、稲刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約3.6ヘクタールで、農業従事者は2名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に2番と3番は、権利者が同一のため一括して御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西約900メートルに位置している畑2筆で、合計面積519平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり作付け済みの状態でした。  
次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.1ヘクタールで、農業従事者は4名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に、4番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1キロメートルに位置している畑1筆で、面積は1,053平方メートルです。

また、申請理由につきましては、農業経営の中心である方が世帯内での贈与により、所有権を取得するものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり保全管理済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約2.2ヘクタールで、農業従事者は4名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第4番（鈴木委員） それぞれの売買価格はいくらですか。

◎事務局（小田主事） 1番が4筆で500万円、2番と3番が1坪あたり1万円と伺っています。

4番は贈与のため、無償となります。

○水代会長 他に御質問ございませんか。

◆森田推進委員 2番と3番の農地は、道路に接していないように見受けられますが。

◎事務局（染谷次長） 今回の申請地と道路の間に通路形態の筆があり、こちらは権利者の所有地ではありませんが、権利者の親類の所有地であったと記憶しています。

また、自分の所有地でなくとも耕作のために通行する権利が、民法上認められています。

○水代会長 他に御質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号については、許可することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

○水代会長 議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第43号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年12月9日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、埼玉県三郷市彦成二丁目に所在する法人です。

申請地は、上新宿の畑2筆 転用面積は2,645平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は駐車場用地とするものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約800メートルに位置し、周囲は若葉台の住宅地と近接している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、三郷市彦成二丁目に本店を置く株式会社で、平成21年に設立されています。

事業内容は、貨物運送業等で、今期の売上は約16億円とのことでした。

申請理由については、権利者は近年、流山市内の物流施設でも業務を行ってお

り、また、流山市近郊での業務も増加していることから、業務の効率化と車両台数確保のため、近隣で新たな駐車場用地を確保する必要があり、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砂利敷き、車両出入口部分はアスファルト舗装とし、トラック23台分の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、コンクリートブロック2段の土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、西側が住宅、南側が道路、その他は畑になっています。

次に、資金計画ですが、土地の購入費が5,600万円、工事費が約1,547万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当ありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第43号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第44号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

## 議案第44号

### 農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年12月9日提出

今月の申請は、更新が5件です。

議案1番の権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井の田4筆、面積はあわせて4,084平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更しての更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図は、7ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案2番と3番の権利者は、同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市南にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、北の田4筆と小屋の田2筆の計6筆 合計面積はあわせて6,100平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図は、8ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案4番と5番の権利者は、同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市駒木台にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、上新宿新田の畑2筆と南の畑4筆の計6筆 合計面積1,825平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図は、9ページと10ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第44号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が5件です。

始めに1番ですが、本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、兼業で年齢は59歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおりで稲刈り済みの状態でした。

次に、2番と3番は、権利者が同一のため一括して御報告します。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は60歳です。



農業従事者は、3名で農業従事日数は365日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

次に、4番と5番は権利者が同一のため一括して御報告します。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は63歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は360日です。

申請地につきましては、写真のとおりで作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番と3番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後4時27分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番と3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号の2番と3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第44号の2番と3番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後4時28分 鈴木委員入室)

○水代会長 これより、本案の1番、4番及び5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号の1番、4番及び5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第44号の1番、4番及び5番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第45号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第45号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和4年12月9日提出

今月の申請は2件です。

始めに1番の申請者は、流山市南にお住まいの方です。

申請地は、南の登記地目 畑1筆 面積は271平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、11ページと12ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の2番の申請者は、流山市東深井にお住まいの方です。

申請地は、桐ヶ谷の登記地目 畑1筆、面積は232平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

本件につきましては、現況は宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、13ページと14ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第45号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.4キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成25年に相続により取得した土地で、昭和63年頃から配置図のよう

に、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております「平成10年11月に撮影された航空写真」が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

続いて、2番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置している土地であります。

申請者が令和元年に相続により取得した土地で、昭和53年頃から配置図のように、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております「平成14年1月に撮影された航空写真」が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第45号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案46号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の8ページをお開きください。

議案第46号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  
生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和4年12月9日提出

今月の願い出は2件ですが、関連があるため一括して御説明します。

申請者は、流山市木にお住いの方です。

申請地は、木の畑1筆と流山の畑1筆の計2筆で、木地区の区画整理地内です。

従前地の面積は1,354.32平方メートルで、仮換地の面積は806平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、1番の申請者であり、2番の申請者の夫にあたる方で、その方の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

議案案内図は、15ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○**山崎委員長** 議案第46号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件ですが、関連があるため一括して御報告いたします。

本案につきましては、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線南流山駅の南西約1キロメートルに位置している土地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、1番の申請者であり、2番の申請者の夫にあたる方で、農業が可能な頃は年間60日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が令和4年10月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、農業経営が困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が故障する前は、農業経営の中心として従事しており、その方が故障したことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。  
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第46号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手、全員であります。  
よって議案第46号については、証明することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第47号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。  
議案の説明を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。  
議案第47号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年12月9日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されていることから報告書の提出があったものです。

報告のあった法人は、流山市松ヶ丘の法人で、令和4年3月に設立されています。

事業年度は毎年8月1日から7月31日までですが、設立1年目のため、今回報告は令和4年3月14日から令和4年7月31日までの期間です。

皆様のお手元の様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。

これは、法人から提出があった報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、令和4年10月31日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、0.3ヘクタールです。

法人形態は、株式非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売です。

売上高は、営農開始直後のためありませんが、農業関係の実績となっています。

議決権は、議決権を行使できる株の100パーセントが農業常時従事者の株です。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとな

っており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は150日以上となる見込みです。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の16ページになりますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第47号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人 要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第47号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第48号「令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第48号

令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策について、別紙のとおり意見する。

令和4年12月9日提出

初めに、農地等利用最適化推進施策に関する意見についてですが、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について、意見を提出することができます。

流山市農業委員会では、これに基づき、市長に対して意見書を毎年12月に提出しております。

今回、委員の皆さまからいただきました御意見等をもとに、総合農政検討委員会の皆さまに御検討を重ねていただき、その案がまとまりましたことから、本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」を朗読させていただきたいと思っておりますので、資料を御覧いただきたいと思っております。

令和5年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見(案)

令和4年12月9日

## 1 農業経営改善の充実

### (1)担い手への農地の集積・集約化

担い手への農地利用の集積・集約化を推進するにあたり、地域ごとの農地の状況、今後の農業経営や農地利用の意向調査を検討すること。

あわせて、農地所有者に貸借の理解を得られるよう、貸借制度の周知に努めること。

また、荒廃が進んだ農地の再生整備については、市独自の補助制度を広く周知するとともに、対象の拡充を検討し、遊休農地の解消と農地の集積・集約化の一層の促進を図ること。

### (2)担い手・後継者の育成

これまで農地の集積・集約化に取り組んできた担い手の負担は年々大きくなっている。営農が困難になった農地を引き受ける等、地域農業に大きな役割を果たしている担い手に対しては、さらなる支援措置の対象となるよう検討すること。

また、新たな担い手の確保のため、新規就農のきっかけとなるような農業体験制度、親元就農者や新規就農を目指す方への資金援助策の創設等、支援体制を強化すること。

### (3)安定的な営農活動への支援

安全な農作業環境を維持するため、農道、水路等の補修整備に対応できるよう、予算確保を含め、取り組むこと。

生産資材や燃料費等の価格高騰により、営農が困難になることのないよう、支援策を講じること。

また、新川耕地では、周辺の開発に伴い、営農環境が大きく変化している。

農耕車走行への配慮看板の設置や交差点への信号設置等の交通安全対策、水質管理や監視等の水利環境を維持する対策を実施すること。

## 2 農業への理解の促進

### (1)市民への都市農業のアピール

市街地農地は、緑の保全や災害時の避難場所等の機能も併せ持つが、営農には周辺住民の理解が重要である。

農業まつりや市民まつり等での市内農産物のアピール、農業者が行う体験農園や収穫体験事業の支援、生産者と消費者が意見交換ができる場を設けるなど、都市住民との交流接点を増やし、農業への理解を得たうえでの共生が図られるよう努めること。

### (2)地産地消の推進

市内農産物の認知度を高めるとともに、新鮮な農作物を消費者に届けるためにも、個人直売や事業者との直接取引を促進する支援策を充実させること。また、市内農産物の販路確保のため、販売施設の集約等を検討すること。

学校給食への市内産食材提供拡大のため、多くの学校に安定して供給できる集荷や納品等の仕組みづくりを検討すること。

### (3)食育への貢献

小中学生を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大事さが伝えられるよう、学校教育の充実に努めること。

### (4)都市農業の位置づけ

都市農業振興基本計画を早急に策定するとともに、農業の重要性を位置づけるためにも、農業振興地域の指定と農業振興地域整備計画の策定についても、農業者の意向を踏まえつつ、引き続き検討すること。

意見(案)の御説明につきましては、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第48号「令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」をご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を10月から12月にかけて、総会開催前に、委員全員のご出席をいただき、検討を行ってまいりました。

また、この意見書の作成に当たりましては、農業委員、推進委員の皆さまから、全部で19件のご意見を頂戴いたしました。

ご意見の内訳としては、1の「農業経営改善の充実」については「担い手への農地の集積・集約化」に関して2件、「担い手・後継者の育成」に関して3件、「安定的な営農活動への支援」に関して4件のご意見がありました。

また、2の「農業への理解の促進」では「市民への都市農業のアピール」に関して3件、「地産地消の推進」に関して3件、「食育への貢献」に関して2件、「都市農業の位置づけ」に関して2件のご意見がありました。



これらの意見を参考に、内容を検討し、「令和5年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」の案について別紙のとおり、取りまとめました。

御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号について、原案のとおり意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第48号については、原案のとおり意見を提出することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第31号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第31号

転用許可に伴う工事完了の報告について  
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年12月9日報告

本件は、平成29年1月の総会で審議がなされ、平成29年5月30日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページにございます。

本件につきましては、開発行為の完了公告及び建築確認の確認済証が添付されておりましたので、県事務指針に基づき、事務局で現地を確認いたしました。

現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第32号「専決処理の報告について」報告を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。  
報告第32号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月9日報告

最初に、1. の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 3筆 面積1,820平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2. の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の農地法第4条の届出の報告は、7件 12筆 合計面積2,385.49平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、17件 73筆 合計面積29,231.45平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が7件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が14件、マンションの区分所有が2件、その他の建物施設用地が1件の計17件です。

今月の専決処理のご報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見ございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時58分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年12月9日

流山市農業委員会 会長

水代 啓司

流山市農業委員会 委員

金子 孝博

流山市農業委員会 委員

甲嶋 清